



# 豊橋浄水場再整備等事業 に関する基本的な考え方

2024 年 1 月  
愛知県企業庁

## 目次

基本的な考え方 .....	3
1. 事業の概要 .....	4
(1) 事業の方式.....	4
(2) 公共施設等の立地等.....	5
(3) 対象施設 .....	8
(4) 事業期間 .....	10
(5) 事業範囲 .....	10
(6) 再整備費用及びその他費用 .....	12
(7) 利用料金の収受と費用負担 .....	13
(8) インセンティブ .....	13
(9) 運営権対価.....	13
2. 要求水準 .....	13
3. 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方 .....	13
4. ガバナンス .....	13
5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き.....	14
(1) 事業者の保有する運営権の譲渡.....	14
(2) 事業者の株式の新規発行及び処分 .....	14
6. 事業者の募集・選定等 .....	14
(1) 募集・選定方法 .....	14
(2) 審査の方法.....	15
7. 応募者等の資格 .....	15
(1) 応募者等の構成 .....	15
(2) 応募者等の参加要件.....	15
(3) 応募者等の資格要件.....	16
8. 契約に関する基本的な考え方 .....	16
(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
(2) 事業期間終了時の手続き .....	17
(3) 代表企業の交代 .....	17
9. 今後の予定 .....	18

## 基本的な考え方

愛知県豊橋浄水場（以下、「豊橋浄水場」という。）は、1967年に豊橋市の浄水場として完成し、その後の1970年に東三河水道用水供給事業として県営事業を発足させたことを機に、豊橋市から愛知県（以下、「県」という。）に移管された施設である。現在では、県が東三河地域の3市（豊橋市、豊川市、新城市）を対象に1日当たり約8万 $\text{m}^3$ を給水し、地域の暮らしに欠かせない水道施設となっている。一方で、豊橋浄水場の施設は、供用開始から50年以上が経過していることから、主要構造物の老朽化が進行し、耐震化も必要な状況である。このため、県は、豊橋浄水場の施設について、全面的な更新事業に着手することとし、2023年5月29日に豊橋浄水場再整備についての計画概要<sup>1</sup>を公表した。この計画概要では、豊橋浄水場の現敷地内において、浄水場の運用を継続したまま、段階的な施設の撤去・設計・建設による再整備（以下、「再整備」という。）を行うこととし、実施にあたっては、民間事業者（以下、「事業者」という。）が持つノウハウや創意工夫を活用したP P P<sup>2</sup>による事業を想定し、次の3つのコンセプトを掲げている。

### 【コンセプト】

#### 1 施設の老朽化・耐震性の不足への対応、新たな施設への改築

再整備では、施設の老朽化・耐震性の不足への対応として、給水を継続しながらの狭小な敷地内での工事となることから、安全な工事実施と安定的な水道供給を両立できる高度な施工能力・現場管理能力が必要とされる。このため、I o T・A I等最新技術を駆使した効率的な再整備及び維持管理を推進する。また、浄水処理方式は「急速ろ過方式」又は「膜ろ過方式」のいずれも可能とし、事業者による自由度を高めることで提案内容の質的向上を図る。

#### 2 浄水場施設におけるカーボンニュートラルの実現

県では、「カーボンニュートラルの実現に向けた新たな取組」を推進しており、本事業は矢作川・豊川カーボンニュートラルプロジェクトに係る施策の1つとなっている。浄水場は、ポンプ設備の稼働等によりエネルギー消費量が大きいため、エネルギーの消費改善や創出施策として、省エネ型機器や太陽光発電などの発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した取水方法などの新技術や新しい整備手法について、現時点で普及している技術に限らず将来的な技術革新も視野に入れ、積極的な導入を推進する。加えて、水素技術を活用した脱炭素化（別紙（基本的な考え方）による）の導入を図り、より革新的な技術の導入による次世代型浄水場を目指す。

---

<sup>1</sup> 【知事会見】「豊橋浄水場」の再整備事業に着手します（Web ページ）（ <https://www.pref.aichi.jp/press-release/230529kigyosuido.html> ）

<sup>2</sup> Public Private Partnership（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法）の略称。

### 3 豊橋市（隣接する小鷹野浄水場）との連携の推進

再整備の実施においては、隣接する豊橋市小鷹野浄水場との連携による効果が見込まれるため、管理本館等を共同で整備し、効率的な管理を推進する。加えて、豊橋浄水場での革新的な技術の導入及びカーボンニュートラルの実現が、東三河地域市町村<sup>3</sup>（以下、「域内市町村」という。）の発展へつながることで、市町村との連携が強化されることを期待する。

このように、豊橋浄水場を次世代型の新しい浄水場として構築することを目指して、再整備を推進していくこととしている。

そこで、県は、将来を見据えた施設整備を行うことを目的として、再整備と運営・維持管理等を一体とした豊橋浄水場再整備等事業（以下、「本事業」という。）を実施する。これにあたり、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）」に基づき、事業者が自らの提案を基に豊橋浄水場の再整備を行った後、県に豊橋浄水場の所有権を移転する事業方式（BT（Build Transfer）方式）により再整備を進める。また、再整備後の豊橋浄水場の運営・維持管理等については、県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営事業による事業方式（以下、「コンセッション方式」という。）により、豊橋浄水場に関する公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定する。

本事業に関する基本的な考え方は、BT方式及びコンセッション方式の導入に係るPFI法第18条による実施方針の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について事業者から意見を募ることを目的としている。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の方式

本事業については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案を基に豊橋浄水場の再整備を行った後、県に豊橋浄水場の所有権を移転するBT方式により実施する。あわせて、運営・維持管理等については、県が事業者に対して、PFI法に定めるコンセッション方式により、豊橋浄水場に運営権を設定し、事業者がサービスの提供を行う。これら二つの方式を一体とした「BT+コンセッション」方式により、県民及び受水団体へのサービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図るものである。

---

<sup>3</sup> 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村の8市町村を指す。

また、豊橋浄水場の管理等に係る取水施設や場外管路等の施設については、維持管理等を本事業の範囲に含め、ウォーターPPPレベル3.5<sup>4</sup>に準じた管理・更新一体型のマネジメントを部分的に導入することとし、可能な範囲で、当該施設の更新計画案の策定や更新の実施も本事業の範囲に含める。さらに、豊橋浄水場の再整備以降において、ウォーターPPPレベル4への移行を想定する。

なお、本事業のコンセッション方式は、水道法改正法（令和元年10月施行）に基づく「地方公共団体事業型」とされるコンセッション方式を採用し、県が水道事業者等としての位置づけを維持し、最終的な給水責任を県に残した上で、水道施設に関する運営権を事業者を設定する。

## (2) 公共施設等の立地等

### ① 豊橋浄水場の立地概要

再整備の対象となる施設は、1.(3)に規定する①撤去施設であり、豊橋浄水場の敷地（以下、「事業用地」という。）に所在しており、給水を継続したまま、段階的に②新施設として築造するものである。

事業用地は、県が管理する25,783㎡の県有地であり、県は、事業用地内の豊橋浄水場施設を管理・運営している。豊橋浄水場の立地概要は図表1のとおりである。

図表1 豊橋浄水場の立地概要

所在地	豊橋市東小鷹野2丁目9番地1
敷地面積	25,783㎡
管理者	愛知県
土地所有者	愛知県
区域区分	市街化区域
用途地域	第二種低層住宅専用地域
防火地区	指定なし（建築基準法第22条指定区域）
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	100%

事業用地は第二種低層住宅専用地域に指定されており、施設整備にあたっては、建築基準法第48条に基づき、建築物の用途制限に係る特例許可を得る必要がある。そのため、周辺住民等の利害関係者に対し、公聴会を開催し意見を聴取したうえで建築審査会に付議し、施設整備の同意を得なければならない。

<sup>4</sup> 内閣府「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」に示されている「水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式」をいう。

軒高が7mを超える建築物、又は地上3階以上の建築物の日影規制があるため、境界線から5m以内については4時間以上、境界線から10m以内については2.5時間以上、日影となる部分を生じさせることがないものとしなければならない。

## ② その他の施設の位置関係

本事業の対象となる施設（以下、「対象施設」という。）の全体は、1.（3）に規定する①撤去施設、②新施設、③場外管路、④維持管理施設、⑤関連施設であり、対象施設の位置関係は図表2のとおりである。

本事業では、豊橋浄水場の管理等に係る施設として、③場外管路及び④維持管理施設も事業者による維持管理の対象とし、ウォーターPPPレベル3.5に準じた管理・更新一体型のマネジメントの部分的な導入を目指している。③場外管路（豊橋浄水場の場外にある森岡第1・第2導水管及び三ツ口導水管）は、事業者が維持管理並びに更新計画の策定及び更新（ウォーターPPPレベル3.5更新実施型に準ずる）を行うものとし、④維持管理施設（豊橋浄水場の場内にある排水処理施設及び場外にある森岡取水場、並びに豊橋南部浄水場及び豊橋南部第1・第2・第3導水管）は、事業者が維持管理及び更新計画案の策定を行う（ウォーターPPPレベル3.5更新支援型に準ずる）こととする。③場外管路及び④維持管理施設は、いずれも豊橋浄水場再整備以降においてウォーターPPPレベル4への移行を想定する。

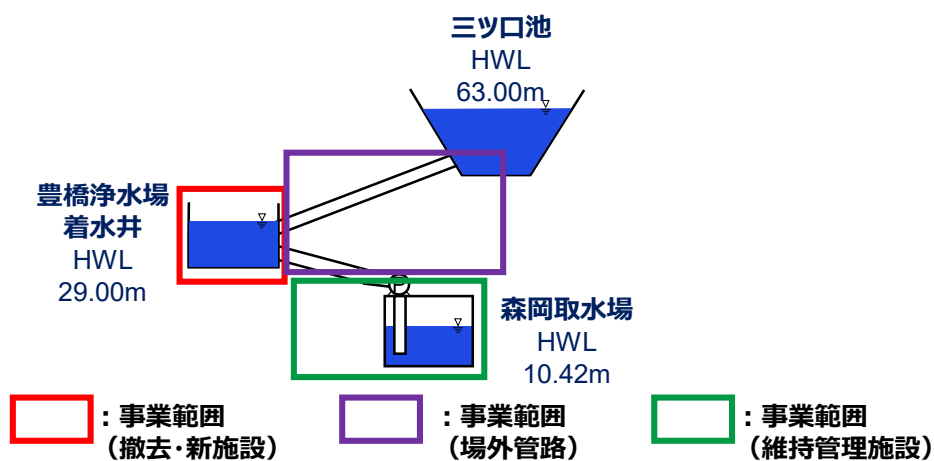
このほか、カーボンニュートラルの実現に向けた施策として、現在は豊橋浄水場の着水井よりも計画高水位が低い森岡取水場と、豊橋浄水場の着水井よりも計画高水位が高い三ツ口池から取水しているのに対し、三ツ口池の位置エネルギーがより活用されることを期待している。

図表2 本事業の対象施設の位置関係



- : 撤去施設・新施設・・・BT+コンセッション
- : 場外管路・・・ウォーターPPPLレベル3.5（更新実施型）に準拠  
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定
- : 維持管理施設・・・ウォーターPPPレベル3.5（更新支援型）に準拠  
豊橋浄水場再整備以降において、レベル4への移行を想定
- : 関連施設・・・豊橋市との協議による

図表3 豊橋浄水場と三ツ口池・森岡取水場の計画高水位



### (3) 対象施設

対象施設は、以下に示す①から⑤によって構成される。再整備の対象は豊橋浄水場（脱水施設・排水処理施設を除く）とし、再整備後の豊橋浄水場（②新施設）は、運営権の設定対象施設（以下、「運営権設定対象施設」という。）となる。そのうち、管理本館等については、県が事業者をして隣接する豊橋市小鷹野浄水場との共同使用を目的として整備させ、その一部を豊橋市が使用する。

対象施設の詳細は、入札説明書等公表時において示す。

#### ① 撤去施設（事業者が撤去・運転管理する既存施設）

着水井、高速凝集沈澱池、急速ろ過池、塩素混和池、浄水池、薬品注入設備、送水ポンプ棟、受配電設備、自家発電設備棟、管理本館、監視制御設備等

#### ② 新施設（事業者が設計・建設・維持管理・運営し、運営権の設定対象となる施設）

浄水処理設備、浄水池、ポンプ井、薬品注入設備、送水ポンプ設備、受配電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、管理本館、監視制御設備等

#### ③ 場外管路（事業者が維持管理及び更新する施設）

場外管路（森岡第1・第2導水管、三ツ口導水管）

#### ④ 維持管理施設（事業者が維持管理及び更新計画案の策定を行う施設）

豊橋浄水場内の排水処理施設（排水池・排泥池・濃縮槽）<sup>5</sup>、取水施設（森岡取水場）  
豊橋南部浄水場<sup>6</sup>、豊橋南部第1・第2・第3導水管

#### ⑤ 関連施設

小鷹野浄水場（豊橋市と別途協議）

小鷹野浄水場との連携については、豊橋市と合意に至った事項を適宜、Web ページ等で公表する。

現状の豊橋浄水場及び再整備後の浄水場施設に求める施設の概要は図表4、平面図は図表5のとおりである。また、豊橋南部浄水場の施設の概要は図表6のとおりである。

---

<sup>5</sup> 「排水処理施設」には、現在実施されている「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の対象である脱水施設は含まない。

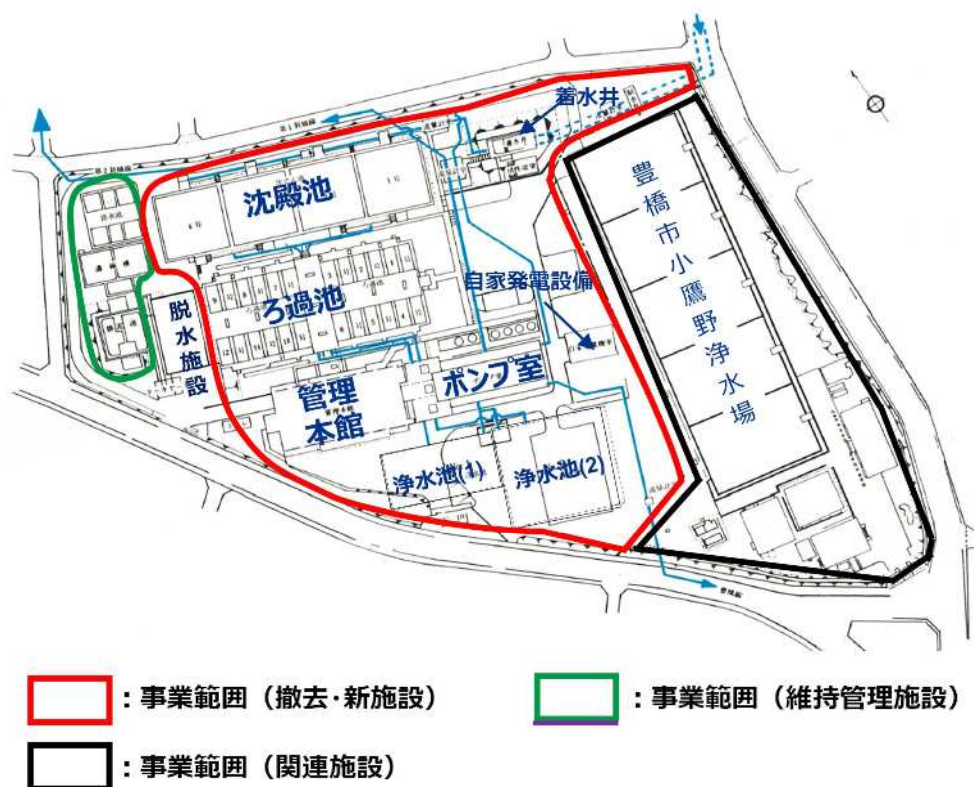
<sup>6</sup> 現在実施されている「豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営等事業」の対象であるケーキヤード等は含まない。



図表4 豊橋浄水場の施設概要

項目	現況	再整備後 <sup>7</sup>
計画浄水量	116,600 m <sup>3</sup> /日	93,000 m <sup>3</sup> /日
施設能力（計画送水量）	104,900 m <sup>3</sup> /日	88,000 m <sup>3</sup> /日
浄水処理方式	急速ろ過方式	急速ろ過方式または膜ろ過方式
主要施設築造年	1967年	事業者提案による
水源・取水可能量	豊川表流水 （豊川用水東部幹線水路三ツ口池及び牟呂用水森岡取水場より導水） 豊川用水東部幹線水路 豊橋浄水場分水口（三ツ口池）：0.185 m <sup>3</sup> /s 牟呂用水幹線水路 豊橋浄水場取水口（森岡取水場）：1.165 m <sup>3</sup> /s	

図表5 豊橋浄水場平面図



<sup>7</sup> 計画浄水量・施設能力に記載の再整備後の値は、現在予定している値である。正式な値については、入札説明書において示す。

図表 6 豊橋南部浄水場の施設概要

施設能力（計画送水量）	水道用水：76,500 m <sup>3</sup> /日 工業用水：74,000 m <sup>3</sup> /日
浄水処理方式	急速ろ過方式
主要施設築造年	1978年
水源・取水可能量	豊川表流水 (豊川用水東部幹線水路より導水) 水道用水：万場調整池 (1.126 m <sup>3</sup> /s) 工業用水：万場調整池 (0.646 m <sup>3</sup> /s)、大清水支線 (0.738 m <sup>3</sup> /s)

#### (4) 事業期間

本事業の事業期間（以下、「本事業期間」という。）は、再整備期間及び運営期間から構成され、30年程度（2025年度～2055年度を想定）とする。

再整備期間は、事業契約の締結日から、事業者が新施設を再整備し、県に所有権を移転後に運営権が設定されて運営期間が始まる前日までとし、事業者の提案によるものとする。

運営期間（運営権の存続期間）は、新施設について運営権の設定がなされてその効力が発生した日に始まり、事業契約の締結日から30年を経過する日が属する事業年度の末日までとする。

なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

#### (5) 事業範囲

本事業は、以下に示す a. 特定事業、b. 受託事業、及び c. 任意事業により構成される。各事業の業務の概要については、別紙1に示す。

事業者は、本事業期間を通じ、事業契約及び要求水準書の定めに従って、図表7に示す業務を実施する。また、事業者は、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

a. 特定事業

P F I 法に基づいて実施する事業とする。

ア 再整備期間及び運営期間（共通）

(a) 統括運営業務<sup>9</sup>

イ 再整備期間

(a) 撤去施設及び新施設業務

ウ 運営期間

(a) 新施設業務

b. 受託事業

以下の業務を、県から事業者へ委託する事業とする。場外管路については、ウォーター P P P レベル 3.5 更新実施型に準じて、維持管理に加えて更新計画の策定及び更新の実施を求める。また、維持管理施設については、ウォーター P P P レベル 3.5 更新支援型に準じて、維持管理に加えて更新計画案の策定を求める。いずれの施設も豊橋浄水場整備以降においてウォーター P P P レベル 4 への移行を想定する。

ア 再整備期間及び運営期間（共通）

(a) 場外管路業務（更新計画の策定及び更新を含む）

(b) 維持管理施設業務（更新計画案の策定を含む）

イ 再整備期間

(a) 撤去施設業務

(b) 新施設業務

c. 任意事業

事業者は、本事業の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を遵守し、本事業を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において<sup>10</sup>、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、事業契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

また、県内水道事業の広域連携による一層の効率化を促すため、事業者が域内市町村の水道事業に貢献することが可能な仕組みとして、域内市町村の水道事業者が業務の実施について事業者と協議することができる仕組みを構築する。

ア 再整備期間及び運営期間（共通）

(a) 任意提案業務

i. 事業者の提案に基づく任意業務

県が事業者を選定するにあたって、応募者は、任意業務を提案することができ、本事業期間中においても、事業者は任意業務を提案することができる。ただし、提

<sup>9</sup> 運営期間においては、本事業期間終了時の引継ぎが業務に追加される。

<sup>10</sup> なお、再整備期間中においては、運営権を権原として必要としない範囲であることも要件とする。

案は必須ではなく、事業者が本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

(b) 任意受託業務

i. 県又は東三河地域市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務

県又は域内市町村が、自ら実施する水道事業等に関わる業務の受託について事業者と協議を求めた場合、事業者は協議に応じなければならない。

また、事業者は、本事業期間の範囲内において、県又は域内市町村が事業主体である水道事業等に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたっては、事前に県の承認を必要とし、当該業務に係る費用については、事業主体が負担する。

図表7 本事業に係る業務の実施者

○…本事業において事業者が実施する事業、「—」…実施を想定しない、「県」…県が実施

施設分類	再整備期間				運営期間		
	再整備	運転管理・保守・点検	修繕	更新	運転管理・保守・点検	修繕	更新
① 撤去施設	○	○	県	—	—	—	—
	a. 特定事業	b. 受託事業	—	—	—	—	—
② 新施設	○	○	○	○	○	○	○
	a. 特定事業	b. 受託事業	b. 受託事業	b. 受託事業	a. 特定事業 (運営権設定)	a. 特定事業 (運営権設定)	a. 特定事業 (運営権設定)
③ 場外管路	—	○	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※2</sup>	○	○ <sup>※1</sup>	○ <sup>※2</sup>
	—	b. 受託事業	b. 受託事業	b. 受託事業	b. 受託事業	b. 受託事業	b. 受託事業
④ 維持管理 施設	—	○	○ <sup>※1</sup>	—	○	○ <sup>※1</sup>	—
	—	b. 受託事業	b. 受託事業	— <sup>※3</sup>	b. 受託事業	b. 受託事業	— <sup>※3</sup>
⑤ 関連施設	○ 詳細は豊橋市との協議により決定する a. 特定事業、b. 受託事業の区分等を含め、実施方針公表時において示す						

※1 事業者は軽微な修繕を実施する。

※2 事業者が維持管理・更新計画の策定・更新を実施する。

※3 事業者が更新計画案を策定する。県が更新を実施すると判断した場合、当該更新は県が実施する。

(6) 再整備費用及びその他費用

豊橋浄水場の再整備に要する費用は、300 から 320 億円と想定している。その他費用を含む費用の詳細については、オープンブック方式の採用も視野に入れ、今後、入札説

明書等公表時において示す。

#### (7) 利用料金の収受と費用負担

##### ① 費用負担

特定事業のうち再整備期間中に要する費用、及び受託事業に要する費用は原則、県が負担し、それ以外は事業者が負担することを想定している。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

##### ② 利用料金

運営権設定対象施設となった後、新施設の運営により事業者が自らの収入とする利用料金については、県と協議の上で決定した額とすることを想定している。なお、受水団体からの水道料金の徴収は一括して県が行う。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

#### (8) インセンティブ

事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減等について、事業者への帰属、プロフィットシェアなどが考えられるが、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

#### (9) 運営権対価

運営権対価は、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 2. 要求水準

県は、事業者によって本事業の適切な再整備及び運営・維持管理等が実施されるよう、施設の能力、水道水質・水量、災害時対応等を要求水準として定める。特に、本地域においては、将来的に南海トラフ沿いで想定される巨大地震による被災が想定されており、災害時対応には留意すること。

本事業において実施する各業務の詳細な要求性能等については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 3. 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方

原則、撤去施設、場外管路、維持管理施設及び関連施設に関する契約不適合責任は県のリスク、新施設に関する契約不適合責任は事業者のリスクとする。

その他、予想されるリスク及び事業者の責任分担の詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 4. ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。詳細につ

いては、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

### (1) 事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たな事業者となる者について欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間終了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、PFI法第26条第2項に基づく許可を行うことを想定している。

### (2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式」という。）並びに議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」という。）を発行することができる。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみに係る新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

#### ① 完全無議決権株式

事業者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。

完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下、「処分」という。）ことができる。

#### ② 議決権付株式

議決権付株式の発行及び処分に係る承認手続きの詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 6. 事業者の募集・選定等

### (1) 募集・選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用することを想定している。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される予定である。

県は、本事業におけるカーボンニュートラルの取組については、敷地内での水素技術活用や太陽光発電設備、水位差による位置エネルギーの活用等、民間からの革新的な提案に期待している。このほか、本事業の実施を通じ、東三河地域経済への貢献など近隣の魅力向上に一役を担うこと、官民相互の技術力向上に寄与することにも期待しており、これらの革新的な提案に対して高い評価とすることを想定している。

## (2) 審査の方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県豊橋浄水場再整備等事業 P F I 事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置して実施するものとする。

資格審査においては、本事業に係る業務を実施する予定の単体企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）が、7. に規定する応募者等の資格を満たしていることを確認する。

提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。

## 7. 応募者等の資格

### (1) 応募者等の構成

応募者は、応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定め、応募時に提出する参加表明書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

なお、応募企業又は応募グループの構成企業（以下、「応募者等」という。）並びにこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者は、他の応募者等として参加できないものとする。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」の詳細な定義は、今後、入札説明書等公表時において示す。

### (2) 応募者等の参加要件

応募者等のいずれも、参加表明書提出時<sup>11</sup>までに、以下のア～ケの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちオについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定によ

<sup>11</sup> ただし、クについては落札者の選定時まで満たしていることを要する。

る再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連する者でないこと。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、今後、入札説明書等公表時において示す。

キ 6.(2)の委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連する者でないこと。なお、委員については、今後、入札説明書等公表時において示す。

ク 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第60号）第26条第1項第3号、第4号又は第5号に該当する者にあつては、同法第27条第1項の規定により、落札者が基本協定の締結後に設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）の株式の取得について、対内直接投資等に係る事前届出を行い、その結果、当該対内直接投資等に対して中止勧告を受けた者、又は変更の勧告を受け、当該勧告に応諾しない者でないこと。

ケ このほか、応募者等は、県が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

### (3) 応募者等の資格要件

#### ① 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

以下の要件を全て満たすものとする。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

ア 参加表明書の受付時において自己資本が一定金額以上であること。

イ 参加表明書の受付時において、令和6年度及び令和7年度の役務の提供に係る愛知県競争入札参加資格者名簿、又は令和6年度及び令和7年度の建設工事及び設計に係る愛知県競争入札参加資格者名簿に登録していること。

#### ② 各業務にあたる企業の要件

応募企業、又は応募グループのうち各業務に当たる代表企業又は構成企業は、各業務の要件を満たすこと。

設計又は工事監理業務にあたる企業、建設業務に携わる企業、運転管理業務にあたる企業等の各々は、各業務について、関係する愛知県競争入札参加資格者名簿の登録、及び一定の施設規模の水道施設における実績等の要件を満たしていることを要する。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

## 8. 契約に関する基本的な考え方

### (1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項



県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(2) 事業期間終了時の手続き

① 運営権

運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期（事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下、本号において同じ。）をもって当然に消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、全て事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

③ 任意事業

事業者は、県と協議する。

④ 業務の継続及び引継ぎ

県等への業務の引継ぎは、運営期間内に行うものとする。

なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに、事業者の引継業務に係る費用は自らが負担しなければならない。

(3) 代表企業の交代

事業者からの提案に基づき、県が承認した場合等において、代表企業の交代を認める。当該代表企業の交代を認める条件については、今後、入札説明書等公表時において示す。

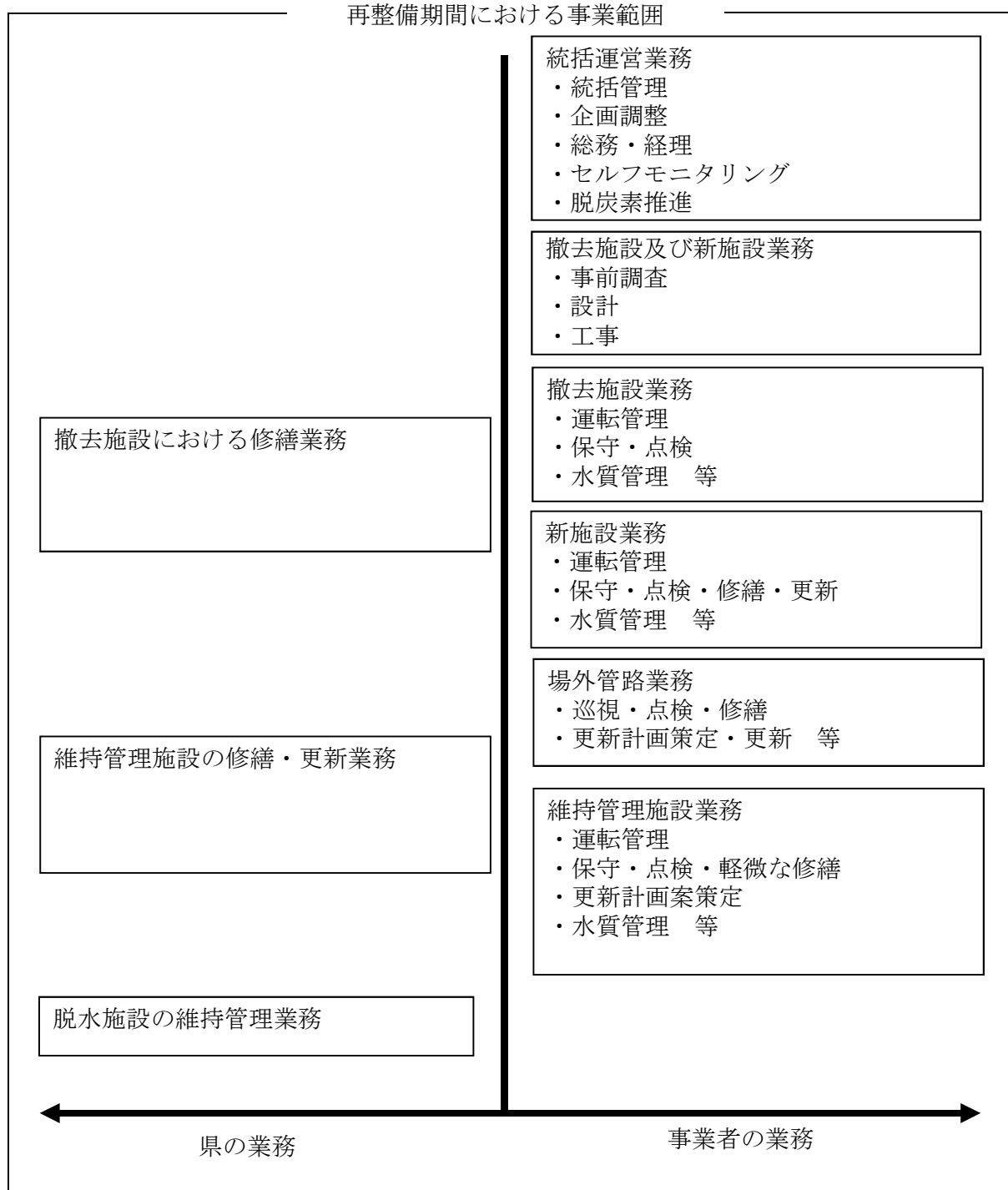
## 9. 今後の予定

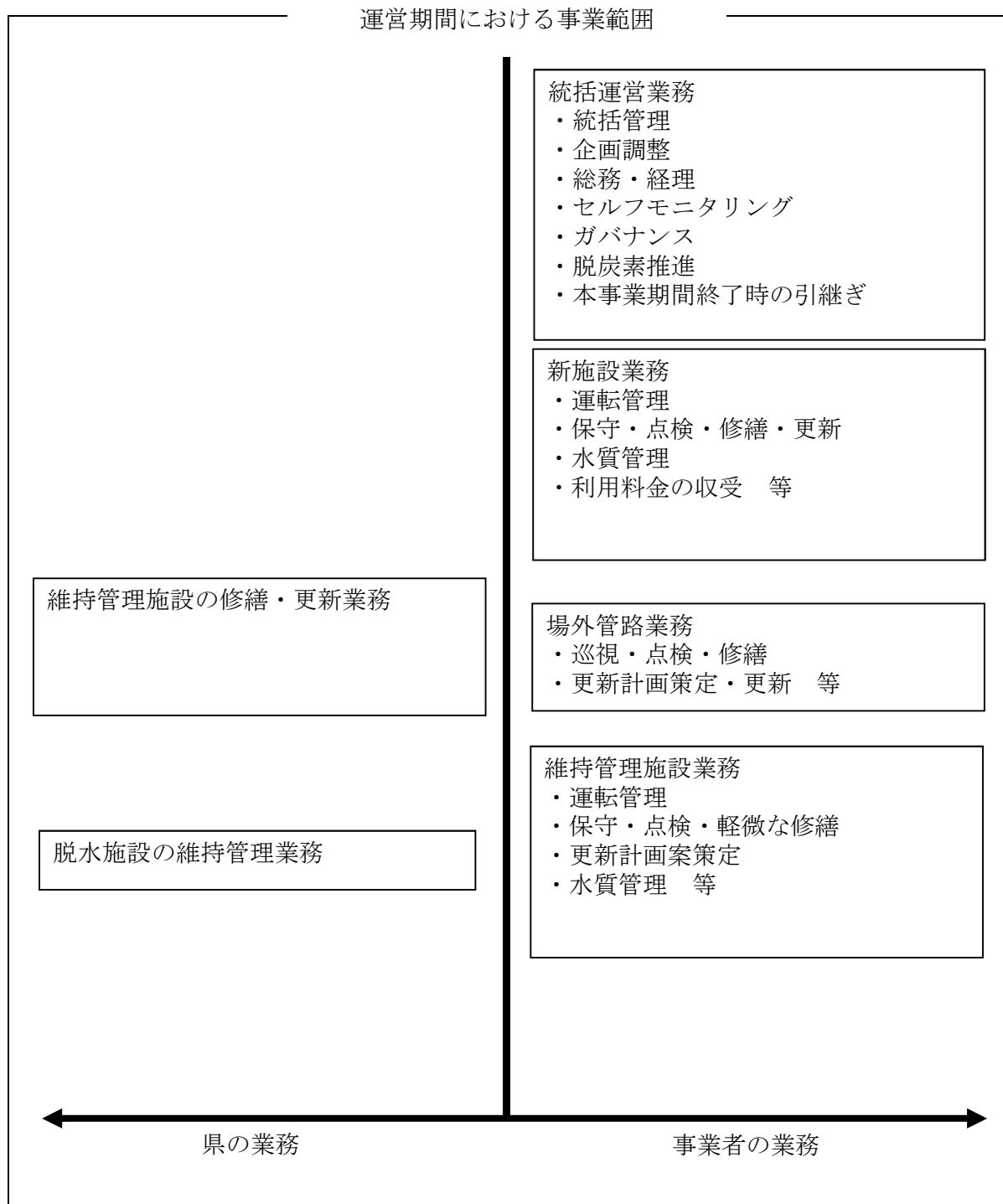
本事業の予定は以下のとおりである。

時期	内容
2024年度第1四半期	実施方針の策定・公表（PFI法5条）
2024年度第2四半期	特定事業の選定（PFI法7条）
2024年度第3四半期	入札公告
2025年度第3四半期	事業者の選定（PFI法8条）、事業契約の締結
2025年度第3四半期以降	撤去・設計・建設（再整備） <sup>12</sup>

---

<sup>12</sup> 受託事業については、2026年度から開始を想定する。





## 豊橋浄水場再整備等事業における水素技術活用に向けた考え方について

県営水道の浄水場では、ポンプや水処理機械などの運転に伴い、多くの電力を消費しています。豊橋浄水場においても、現行施設の契約電力は約 1,400kW で推移しており、施設の運用にかかるエネルギー消費量の抑制が求められます。

一方、本県では、2022年12月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）」を策定し、2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしており、このたびの豊橋浄水場再整備等事業(以下、「本事業」という。)は、再整備をPFIで実施することにあわせ、脱炭素に向けた様々な要素を導入していくことを想定しています。

その要素の一つとして、**新浄水場における「水素技術」を、本事業のPFIに組み込むことにより、次世代型浄水場の構築を図ることを掲げています。**

県ではこれまでも、知事を会長とする「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」において、「中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョン」を2023年3月に取りまとめ、水素とアンモニアの需要と供給を一体的かつ大規模に創出し、世界に先駆けて広域な社会実装を目指すこととしており、2023年12月1日からは、水素関連施策の司令塔の役割として、「水素社会実装推進室」を新たに設置し、**水素の社会実装を目指した取組を強力に推進**しています。民間事業者においても水素を取り巻く環境は広がりを見せており、需要面では自動車分野を皮切りに港湾や火力発電所など産業利用への拡大が進み、供給面では中部圏での水素製造や海外からの大規模輸入が予定されるなど需給双方からの取組が広がりつつあります。

そこで、本事業では豊橋浄水場をフィールドとして、長期にわたる事業期間を好機と捉え、国内の水素関連技術の発展等を見据え、**実証的な導入を含めて、民間事業者の自由で多様な発想を取り入れることで、次世代型の浄水場の実現を図りたい**と考えております。

本事業に関心のある民間事業者におかれては、このような県の推進施策の状況や考え方を勘案していただき、浄水場再整備にあわせた水素技術の導入に関して、**チャレンジな提案により、本事業のPFIへ参画していただくことを強く望みます。**

参考（HP）：愛知県経済産業局産業部産業科学技術課水素社会実装推進室  
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/suisoshitsu.html>

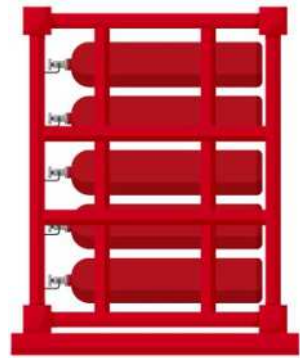
導入例（想定）：別添イメージ図

# 豊橋浄水場における水素導入のイメージ

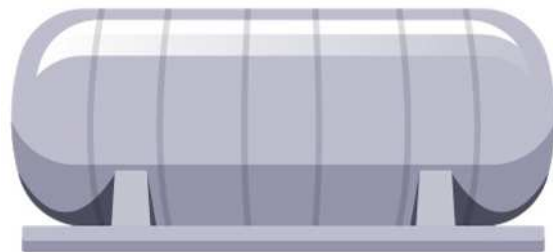
本資料は豊橋浄水場における水素技術導入のイメージを例示するものであり、機器や手法等を限定するものではない。

## ためる

○カードル・貯蔵タンクによる水素の貯留



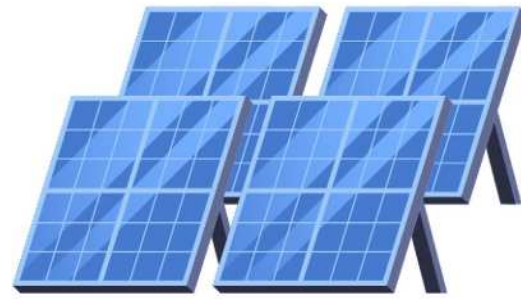
カードル



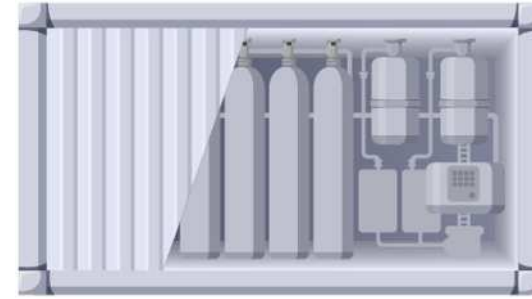
液化水素タンク

## つくる

○ 再生可能エネルギーを活用した水素製造



太陽光発電



水電解装置



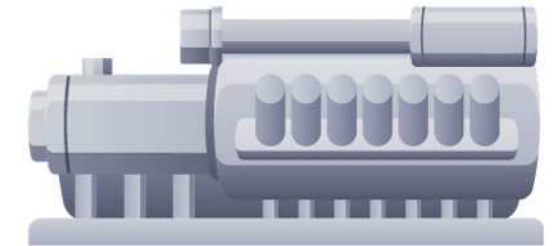
契約電力量（既設）約 1,400kW  
敷地面積 25,783 m<sup>2</sup>

## つかう

○ 発電による場内電力供給



定置式燃料電池



水素混焼ガスエンジン

○ 燃料電池車の活用



燃料電池車



水素供給ステーション

※ 豊橋浄水場再整備にあたって、民間事業者が何らかの水素技術導入を図ることに期待する。  
具体的な導入方法については、実証的な導入を含め、規模の大小に拘らず、実現可能な提案を求めていく。  
なお、必要な費用（イニシャル及びランニング）については、再整備費用とは区分することを基本とし、その詳細は公募時に示すことを想定。